

専決処分の報告について

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和8年6月4日提出

秦野市長 高橋昌和

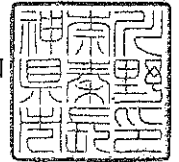


専 決 処 分 書

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

秦野市長 高橋 昌和



理由

地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の均等割額及び世帯別平等割額の軽減対象世帯を拡大することについて早急に対応する必要があるため、改正する。

秦野市条例第15号

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秦野市国民健康保険税条例（昭和30年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

報告第15号 秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(保険税の減額)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれの各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額）、第3条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれの各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額）並びに第3条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれの各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する金額にその給与所</p>	<p>(保険税の減額)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からそれぞれの各号ア及びイに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額）、第3条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からそれぞれの各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額）並びに第3条第4項本文の介護納付金課税額からそれぞれの各号オ及びカに掲げる額を減額して得た額（その減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する金額にその給与所</p>

得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき310,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アーケ (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき570,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

アーケ (略)

2・3 (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

アーケ (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に規定する金額にその給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

アーケ (略)

2・3 (略)

## 秦野市国民健康保険税条例の改正概要

地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、専決処分により秦野市国民健康保険税条例（昭和30年秦野市条例第26号）の一部を改正したものです。

## 1 改正の背景

国では、物価の動向等により、軽減対象被保険者が、その翌年度において、同一所得水準にもかかわらず軽減対象から外れることがないように、経済動向等を踏まえた見直しを行っています。

## 2 改正の内容

国民健康保険税（均等割及び平等割）の低所得者に対する軽減制度については、地方税法第703条の5及び同法施行令第56条の89に規定されており、同法施行令の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から国民健康保険税の軽減判定所得の基準が見直されたため、本市においても、次の表のとおり軽減基準額を拡大したものです。

軽減率	軽減基準額 (世帯主とその世帯に属する被保険者*の前年の総所得金額等)	
	対象世帯（変更前）	対象世帯（変更後）
7割	43万円＋10万円×(年金・給与所得者－1)以下の世帯	変更なし
5割	43万円＋ <u>30万5千円</u> ×被保険者数＋10万円×(年金・給与所得者－1)以下の世帯	43万円＋ <u>31万円</u> ×被保険者数＋10万円×(年金・給与所得者－1)以下の世帯
2割	43万円＋ <u>56万円</u> ×被保険者数＋10万円×(年金・給与所得者－1)以下の世帯	43万円＋ <u>57万円</u> ×被保険者数＋10万円×(年金・給与所得者－1)以下の世帯

※特定同一世帯所属者（国保から後期へ移行した者のうち、後期の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属するもの）を含む

### 3 施行日

令和8年4月1日

### 4 軽減基準額の拡大に伴う影響について

条例改正に伴う、軽減となる世帯数及び軽減額の比較については、次の表のとおりです。※令和8年2月20日時点の推計

#### (1) 条例改正前 (①)

軽減率	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)
7割	6,201	7,764	351,590,852
5割	2,433	4,173	117,482,192
2割	2,324	3,987	51,128,060
計	10,958	15,924	520,201,104

#### (2) 条例改正後 (②)

軽減率	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)
7割	6,201	7,764	351,590,852
5割	2,462	4,249	119,319,442
2割	2,374	4,071	51,944,060
計	11,037	16,084	522,854,354

#### (3) 比較 (②-①)

軽減率	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	軽減額 (円)
7割	0	0	0
5割	29	76	1,837,250
2割	50	84	816,000
計	79	160	2,653,250